

令和7年度 委託第32号 中部浄化センターほか3施設樹木剪定業務仕様書

1 適用

この仕様書は、令和7年度 委託第32号 中部浄化センターほか3施設樹木剪定業務に適用する。

2 目的

この業務は、中部浄化センターほか3施設の過度に成育した樹木の剪定・伐採・刈込と発生材の処分を行う。

3 業務の場所

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ① 浜松市中央区瓜内町1825番地 | 中部浄化センター |
| ② 浜松市中央区古人見町1538番地の84 | 瞳ヶ丘中継ポンプ場 |
| ③ 浜松市中央区湖東町1100番地 | 湖東中継ポンプ場 |
| ④ 浜松市中央区桜台三丁目25番地の1 | 和地中継ポンプ場 |

4 業務内容（別紙 樹木剪定 施工範囲参照）

- ① 中部浄化センター
 - ・ 高木の剪定 （樹高6m程度に剪定すること）
 - ・ 生垣の刈込 （フェンスから1m程度離隔をとれるように刈り込むこと）
 - ・ 発生材の運搬処分
- ② 瞳ヶ丘中継ポンプ場
 - ・ 高木の剪定
 - ・ 中木の剪定
 - ・ 生垣の刈込（フェンス沿い）
 - ・ 発生材の運搬処分
- ③ 湖東中継ポンプ場
 - ・ 高木の剪定
 - ・ 高木の伐採
 - ・ 発生材の運搬処分
- ④ 和地中継ポンプ場
 - ・ 高木の剪定
 - ・ 高木の伐採
 - ・ 中木の剪定
 - ・ 生垣の剪定
 - ・ 発生材の運搬処分

剪定及び伐採後の片付け処分は、受託者が適正に行うこと。その際、可能な限りリサイクル処分に務めること。

5 業務の完了報告

業務完了後、実施状況写真（実施前、作業中、業務完了）及び排出事業者として法令に基づき適正に処理した事を証明できる書類を添付し、業務完了報告書を速やかに提出すること。

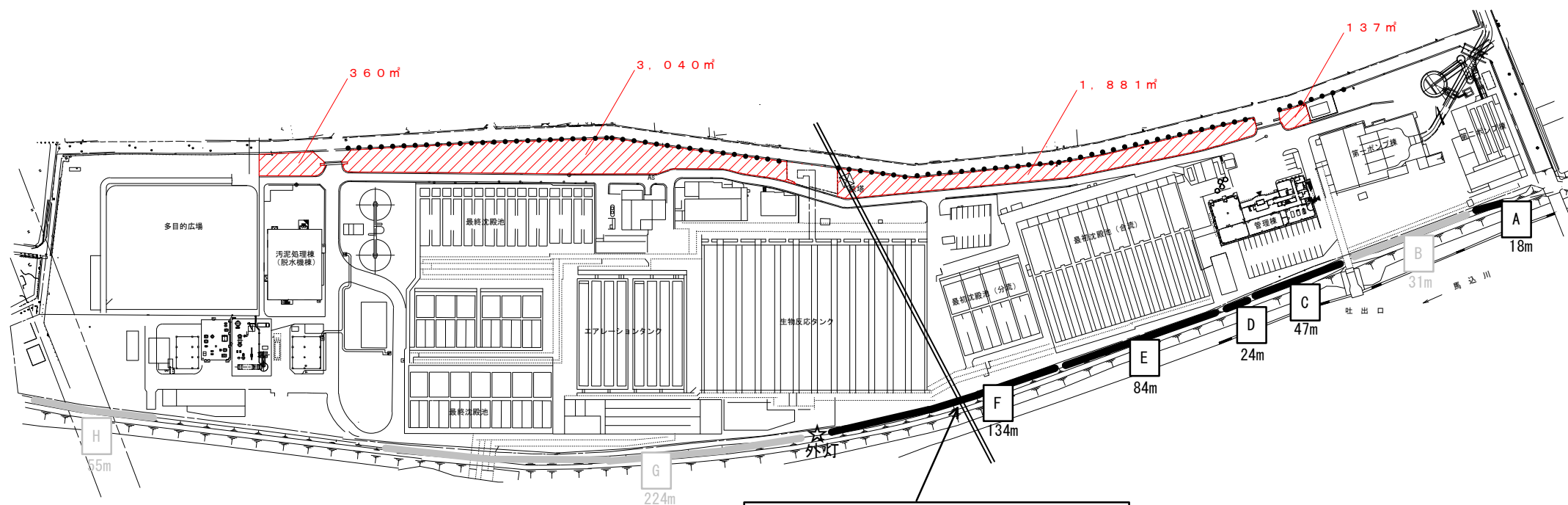
6 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、作業の安全及び事故防止について十分留意すること。また、高所作業においては、墜落防止処置を講じ、安全作業を徹底すること。
- (2) 業務は月曜日から金曜日（祝日除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に行うこと。
- (3) 本業務は施設運営と並行して行う業務である。施設運営状況を踏まえ、業務に支障をきたさぬ様担当職員と十分協議した上で実施すること。
- (4) 本業務上、受託者が自己及び他者に与えた損害に対して、自らの責任で補填、又は損害賠償を行うこと。
- (5) その他疑義が生じた場合は、協議の上処理するものとする。

中部浄化センター 樹木剪定 施工範囲

【施工範囲】

- ・西側フェンス沿いの刈込及び斜線部(5,418㎡)の整枝剪定
- ・A、C、D、E、F フェンス沿い高木の整枝剪定(307m)
- ・発生材の集積・運搬・処分



※高圧電線 (77,000V) 地上16.8m

瞳ヶ丘中継ポンプ場平面図

駐車場用地

N

- 刈込 115m H3.0m
- 刈込 92m H1.5~3.0m
- 中木剪定 9本
- 高木剪定 1本

調整槽

ポンプ室

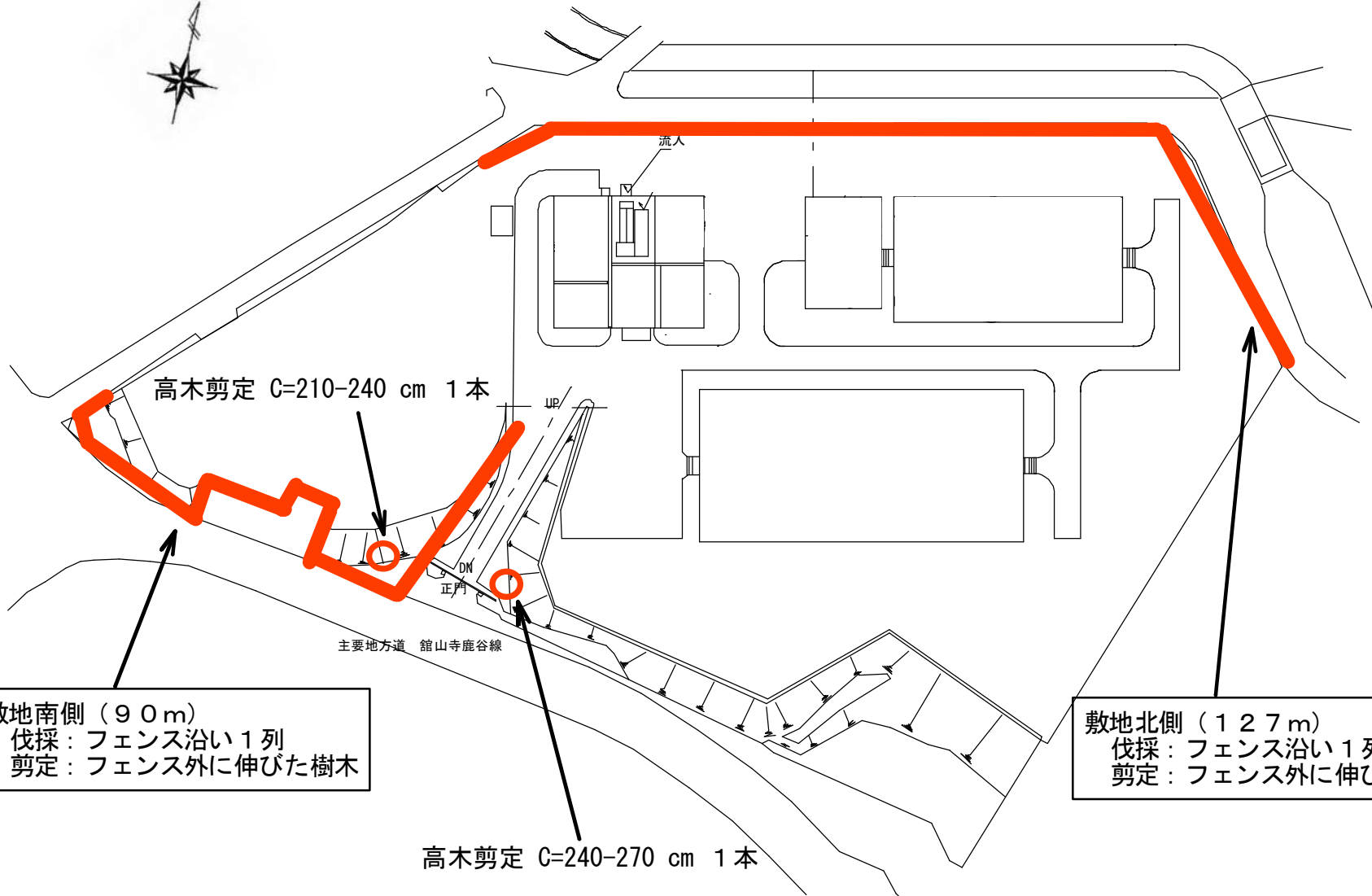
5,000

3,000

6,000

5,000

湖東中継ポンプ場平面図



和地中継ポンプ場

